

第22回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第21回定例会

平成28年1月29日

開会 15時30分 閉会 16時50分

出席委員 (19名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 0 滝沢辰己	2 0 渡邊重昭
	1 1 小林和恵	2 1 田口千秋
	1 2 渡邊幹夫	

欠席委員 なし

議事録署名委員 6 関 直茂 7 竹重文昌

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 柳澤秀夫
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 北村久美子

議事 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画について
第15回農業経営改善計画認定審査会

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊登司美会長代理 皆さん、おつかれさまでした。総会に先立ちまして、農業開発公社から説明がありました。早いもので、今年ももう十分の一が、終わろうとしている昨今でございます。長期予報によりますと、エルニーニョ現象と言われている中で、今年の冬は、暖冬ということでしたけれどもここへきて、非常に寒いというか、雪もありましたし家の周りではぜんぜん雪が解けていないという昨今の情勢でありますけれども、それでは、ただ今より第22回農業委員会定例総会を開催いたします。

小林茂徳会長

1月も29日ということで、今更という感もありますけれどもお初にお目にかかる方もいらっしゃると思いますので、念頭の挨拶とはおかしなものですけれども、今年もよろしくお願ひします。まあ暖冬暖冬と言われて今年も迎えたわけですけれども、先日は、寒波も襲いまして南の奄美大島では115年ぶりの大雪と、それから沖縄本島でも初雪が見られたというような大変びっくりしたニュースが飛び込んできました。その後は、私も見ていたら10年ぶりに日本の関取さんが優勝したということで、拍手を持って私もテレビを見ていました。そうこうしているうちに我々の一番関心のあるTPP問題でございますけれども、週刊文春で甘利さんの金銭授受の問題が取り上げられ、大変目まぐるしくて我々もついていけない状況なのですが、もう昨日には大臣を辞めるとというような話が入ってきました。政治の世界はよくわかりませんが、辞めたからと言ってTPPの問題が白紙に戻るわけではなく、これから本当に大変な政治の問題、行政の問題がついてくるのではなかろうかと思っています。先日の講演会の中でお話を聞いた。農水省のお役人さんの話それから、JAを代表する方から聞いた話と等々噛み合わせて、我々としてはいろいろな情報をもとに、自分の経営をしっかりしていくということが大切だと思っております。

さて、ここで申し上げていいのかわかりませんが、昨日事務局から電話がありまして、ここにおられます北村さんがご主人の関係で今日が最後だということでございます。これから大町市の方へ移されるということでございますけれども、我々右も左もわからない中で、入ってきて大変いろいろな部分でお世話になってありがとうございました。短い期間でしたけれども農業委員を代表して、ありがとうございましたということで、感謝申し上げます。

それではあとは着座させていただきます。本日の議事録署名委員は、6番関委員、7番竹重委員にお願いします。それでは議事に入らせていただきます。第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

今月については、3条、4条については、ありませんでした。なの

で5条からということになります。

それでは、一番から説明させていただきます。地図でいうと、1ページです。場所的には、市役所の近くの国道の下のところになります。都市計画の用途区域内に一般住宅の建設になります。譲受人の〇〇さんですが、現在、〇〇〇にお住まいで、〇〇さんの奥さんが東御市のご出身です。奥さんのご出身の東御市で住宅を建設したいと今回の申請になったわけです。続いて2番ですけれど、〇〇〇という会社が太陽光発電敷地として申請が上がってきています。農地区分としては消極的二種ということで、他の候補地を探した中で、この土地しかできないということで申請が上がってきました。続いて3番ですけれど、資料3ページをご覧ください。新張の奈良原になりますけれど、このあたりは昔、別荘ブームのときに別荘地を求めて別の時に転用許可が出ていました。ここで一般住宅兼天体観測の観測施設兼貸し駐車場ということで、〇〇にお住まいの〇〇さんという方ですけれど、申請地のすぐ東側に〇〇〇というのがあると思いますけれど天体観測が好きで、〇〇〇の方によく〇〇から来ているという方です。その近くで住宅と観測所を建てたいということです。駐車場敷地は〇〇〇が駐車場が少ないということで、〇〇さんと〇〇〇の間で親交が深いという中で、同時に貸し駐車場も作りたいという申請になっております。次に、4番ですけれど、まず申請人お二方の関係は親子です。父親の〇〇さんの土地に子供の〇〇さんが一般の住宅を建てるということでございます。農振を除外して新張の県道東部孺恋線から1本入ったところでありまして、駐車場と一緒に申請となりました。次に、5番でございますけれど、〇〇〇が太陽光の申請となります。地図は5ページですけれど、ちょっと変な形というか、飛び地となっていて、形も不整形ということもありまして、議案書の確認中という欄ですけれどもまずパネルの枚数は、612枚、面積の方ですけれど、パネルの面積が873平米その下の発電量が149.7キロワットです。転用面積が4300に対してパネルの面積が873ということで大分少ないのですが、地図を見ていただくと大分不整形な土地になっておりまして、東側の部分については、パネルが設置できないということで、こういった面積となっています。こちらは、都市計画の用途区域ということで、3種農地となっています。6番は飛ばしまして、7番になります。地図は7ページになります。こちらの案件は、〇〇〇が太陽光発電施設敷地として計画しておりまして、以前申請者がこの南側で、建売住宅で、転用許可を受けております。その上の土地で太陽光発電をやりたいということです。こちら都市計画の用途区域内でありますので、3種農地となります。説明については、以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、これより担当員の説明

をお願いします。まず、番号一番の案件を 17 番依田委員をお願いします。

17 依田隆喜委員 よろしくをお願いします。まず、場所ですけれど、資料の 1 ページをご覧ください。今、説明がありましたとおり、田中の信号から駅の方へ 30 メートルほど下ったところを右に折れて長谷川耳鼻咽喉科の入口があるわけですが、そこに入って左側のところです。〇〇さんですが、現在〇〇に住んでおり、〇〇さんも〇〇して大きくなったため住宅を建設したいという計画がありまして、公共交通の便のいいところ、また〇〇さんが〇〇しやすい場所、住宅環境の良いところの土地を探していたところ、ちょうどそれに適した場所があるということで、〇〇さんをお願いして分けていただくということで、〇〇さんもその要求に応じたいということで、今回の申請になったということです。よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号 1 番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので採決をさせていただきます。番号 1 番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして、番号 2 番の案件につきまして、16 番柳沢委員より説明をお願いします。

16 柳沢家保委員 はい、お願いします。場所ですけれど、2 ページの地図で祢津小学校下という信号がございますが、この縦の道が、旧菅平有料道路です。左の方へ行く道路がずっと伝わっていくと田中で右の方へ行くのが祢津保育園とか児童館それから、反対側が祢津小学校となります。申請地につきましては、この信号から少し上がったところから入る敷地でございますが、申請地の右側は、川を挟んでアパートそれから住宅があります。あと、反対側の方は、宅地になっている土地で農地としての利用は厳しいので太陽光が設置されても影響はないと思います。よろしく御審議もお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号 2 番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

はい、関委員どうぞ。

6 関直茂委員

たまたま昨日ですか、テレビを見ていましたら太陽光云々と出ていたのですが、また新たな問題が出てきたということで、それは太

陽光の反射が前のお宅にまともに反射していろいろ文句を言ったらしいのですけれど、それに対処する法律がないということで、ほとんど困っているということですが、やるとなれば建てる前にこういう心配がないように、方法というか、前に住宅がないようなところに設置するというようなことだとおもうのですけれど。

これは、ちょっと事務局の考えもお聞かせいただきたいと思います

事務局次長

今の関委員のお話でございますが、以前にも申し上げたことがあります。農地法の許可ということにつきましては、農地を農地でないものにする。それが適切か不適切かということ判断すればいいということになっております。今回、関委員のおっしゃっている太陽光で被害を受けた場合、これは農地法上、農業委員会が責任を問うのかどうかという。その辺りに関心が行っているのではないかと思うのですけれど。判例を申し上げますと、都道府県知事らは農地所有権移転契約の契約の効力の有無等を審査する権限をもつものではなく、本条の許可処分にあたっては、農地の潰廃を目的とする所有権移転が、利用目的において公共の利益に合し、国民経済上適当で潰廃を相当とするかどうかを判断すれば足りるとされています。また、他の判決では、農地法5条の許可によって建物が築造され、隣接畑地の日照、通風等が阻害されて収穫が激減するとしても、それは許可自体によって直接もたらされる法律上の効果ではなく、建物が築造されることによる事実上の影響にすぎず、隣接のうちの所有者は許可の取消を求める法律上の利益を有せず、原告適格を欠く。とされています。判例からいくと、農業委員会が負うということはないということになるかと思えます。要は、その行為によってなされた。被害でございますので、それは、加害者側が被害者側に賠償をする。そういうことになるかと思えます。ただし、農業委員が事前に当事者間の調整をするということは農業委員の職務上重要であると考えています。

議長

その案件そのもので、ほかに被害が出て農業委員会としては直接責任を負うものではないということでございます。ほかにどなたかございますでしょうか。それでは質疑がないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして番号3番の件につきまして3番土屋武道委員をお願いします。

3 土屋武道委員

はい、それではご説明します。位置の図面は、3 ページをお願いします。場所でございますけれど奈良原区でございます。右の方に主要地方道東部婦恋線でございますが、これが、湯の丸から群馬県へ抜

ける主要地方道ということでございます。奈良原の集落の上の方に位置している。その上の〇〇さんが一番上なのかなという位置関係のところですよ

今回、買主でございます〇〇さんですが、この方は先程事務局から説明がありましたとおり、以前から〇〇〇に泊まりに来て星を見たりということで、〇〇等に非常に興味を持っているという方でございます。たまたまこの土地が昨年、売りに出ているということを目にして今回ぜひ住宅を建てて利用したいという、そんな対応の中で、話が進んだということです。

今回、中身的には、これだけ大きい面積は必要ないのかなということでございましたけれど、そこにはございますように二筆でございます。両方とも 380 平米前後でございますが、当初 1700 という地番を取得したいということで対応を始めたようでございますが、どうもこれには、家を建てるための接道条件が合わないということで、いわゆる 2 メーター以上接道がなければというそんな問題でございますけれど、ということでやむを得ず二筆まとめてということで取得をし、一部は〇〇〇の駐車場としてお貸しをするような内容で、話がまとまったことの様でございます。

なお、隣接につきましては了解を得ているということで、もちろん、〇〇〇さんもそうですし、その周りの方につきましても、先程事務局から説明がありましたように、いわゆる別荘地ブームで取得した土地でありまして、農地としての作付はなされていない。というような土地がらでございます。従いまして、隣接地の農業関係者にはほとんど影響はないのかなというような感じをしております。よろしく御審議をいただきまして、お願いしたいと思います。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号 3 番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号 3 番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号 4 番の件につきまして 3 番土屋武道委員をお願いします。

3 番土屋武道委員

それではご説明いたします。地図は 4 ページをご覧ください。位置的な問題からも申し上げたいと思います。滋野神社がございますが、その右に伸びている道路がいわゆる東部孺恋線でございます。新張地区の一番上かなというところでございます。今回、息子の〇〇さんに親の方から土地を使用貸借という形で設定をして家を建てるという

1 4 番花岡委員

よろしく申し上げます。地図の方は7ページでございます。詳細はグリーンパーク通りのおよそサンラインから100メートルぐらい下がった。左側でございます。前回〇〇〇さんが造成するというので、許可をいただいて、住宅の造成をされたその奥に前々から〇〇さんが土地を所有されておりましたけれど入る進入路が赤線しかなくてずっと荒らしたままだった土地のようです。〇〇〇さんの方へ〇〇さんが前々からどうにかできないかということをお話してきたというふうに伺っております。それで今回、造成と一緒に道路があいてちょうど北側にぶつかる形で利用できるということで、〇〇〇さんは太陽光パネルを設置したいということで、今回の申請になったということです。周りの地権者の同意も得ておりますし、グリーンパーク通り側は、雑木林みたいになっております。もうちょっと北側はもう太陽光パネルが設置されている状況ですが、問題がないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

議長

議案第1号の関係は、よろしいでしょうか。それでは議案第2号に移らせていただきます。農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。〇〇委員、当事者となりますので退席をお願いします。

担い手支援担当

はい、今月の農用地利用集積計画ですが、1点先に訂正をお願いします。7ページ41番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定ですが、〇〇さんが1月の18日にお亡くなりになられたということで取り下げとなりました。今月は全件で73件、140筆、213,612㎡、利用権設定が68件、135筆、204,162㎡、新規の利用権設定が52件、100筆、153,991㎡、再設定の利用権が16件、35筆、50,171㎡です。利用権設定ですけど5ページの16番〇〇さんと〇〇さんの利用権設定になりますが10アールあたり〇〇となっておりますけれど、全部で〇〇ということです。10アールあたりに直しますと〇〇ということになります。

次に、利用権移転が、4件、4筆8,798㎡となります。この件につきましては、〇〇さんが個人名義から法人名義に変更するという

ことです。

次に、所有権移転について一筆652㎡となります。以上ですがご審議の方よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。1番から始まって所有権移転まで事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問等ありましたら出していただきたいと思います。

3 土屋委員

先程、説明いただきました農地中間管理事業というのと、ここにあります集積計画一覧表というのがあるわけですが、この辺のところはどうもじっくりいかない、よくわからないので、端的にお話いただければと思います。非常に中間管理事業については、農地が少なくとかという話でございますが、今回この農地集積利用の一覧の中では、非常に多くの農地が集積されているということで、しかも中には新という農地が非常に多いのですが、このところはどのように解釈したらよろしいのか、ご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

担い手支援担当

まず、中間管理事業と利用権の違いなんですけれど、中間管理事業については、農地を長野県農業開発公社に一度貸しまして、そこから借り手に貸していただく、借り手と貸し手の間に長野県農業開発公社が間に入るといことです。次に、利用権のほうが多くて中間管理時に農地が出ないというのは、私の推測ですが機構に一度貸すというのが誰に行くかわからない。ということがありますので、そういうところを不安、貸し手がわからないという不安があるので、利用権設定の方が多いのではないかと私は考えています。

3 土屋武道委員

質問してよろしいですか。今のお話は先程の中間管理事業の話とは全く相反するという感じがしまして、先程中間管理事業の方では、非常に白紙委任ということはだめだということがありますので、今回はすべて最初からこういう方からこういう方へ貸したいということで、OKですよということで、ぜひ、農業委員の皆さんに、いろいろとお願いしたいと、という説明を受けました。ということになるとどうも話がちぐはぐになっているという感じがしてならないのですが。

担い手支援担当

表向きは誰に行くかわからないとなっていますので。

3 番土屋委員

ようは、協力してほしいということで、わざわざこの会議に来ているんだからもしやり方によっては、農地利用の集積計画の一覧をたま

たま中間管理事業として、採り入れてやるというのも十分可能であるのではないかと、何かできないの？その辺のところを話があるということです。彼が言っている話ですので中身的にはよく検討していただければ今の話からすると可能じゃないかなという感じがしますのでその辺のところを話し合いでというかよく検討していただければというふうに思います。

議長

ここに案件が上がってきてしまっていて、否かということもありまして、今後このような事例があれば、同じ課の中でやりくりしていただいているんな部分について実績として東御市の実績として残るのではないかと。そんな気がしないでもありません。再契約だったらそうでも無いですけど、新ですから。他にはどなたか。

1 3 番山崎委員

集積計画と中間管理事業の違いをもう一度説明していただけますか。

担い手支援担当

簡単に違いを説明させていただきますと借り手と貸し手の間に中間管理機構である長野県農業開発公社が入ることになります。

1 3 番山崎委員

入るとどうなるの。誰が得するの？直接やったのと違いはあるの。

担い手支援担当

お手元に青いパンフレットがあると思いますが、開いてもらって一番右のページの下に地域集積協力金というのがありまして、この事業を使って貸し付けをすると補助金をもらえますよという説明が書いてありますのでよろしくお願いします。

議長

直接相手にやるのもいいんだけど、せつかくこういう制度があるのだから、これをうまく使えば貸し手にも借りてにも入ってくるということだよ。で、市の担当としても実績が上がって東御市さん頑張ってるねということになるのですよね。

1 3 番山崎委員

ということは、認定の条件、プラス 2000 円がついて契約できるということ。

事務局次長

いろいろあって、地域の何%を集約すると地域に幾らということだよ。要は、地域でやらないとだめということだよ。

議長

ケース BY ケースのような事例もあるようなので、疑問のある方は、直接事務局の方へ問い合わせをいただければと思います。他に何かご意見ご質問がございますでしょうか。無いようですので採決をさせて

いただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

〇〇さんすいません。長時間ありがとうございました。

議長

続きまして第15回農業経営改善計画認定意見聴取について事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい。担い手支援係の柳橋ですがよろしく申し上げます。今回の申請者は3名いらっしゃいます。

説明に入ります前に1月の22日に認定農業者の会また新規就農者の会との講演会へ、多くの農業委員の皆さんに出席いただきましてありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げます。今月の認定に関する意見聴取について3件ありますので、よろしく申し上げます。まず一点目でございますけれど〇〇さんになります。〇〇さんは、今回更新で〇〇にお住まいの方でございます。ブドウを中心に経営しています。ナガノパープルとシャインとクイーンニーナの3種類を栽培している農家でございます。今後の経営改善の方向の概要は、こちらに書いてあります効率栽培の導入ということを行う、〇〇さんの一番の肝いりのところである根域制限栽培を行う、今ある農地を最大限有効活用するという事で、徹底的なコスト削減をし、農地を最大限に生かした経営をしていきたいということでございます。規模は露地が27アールと、施設が3アールということで、合計面積30アールでございます。目標も同じく30アールということで、先程申し上げましたとおり、3種類の作付けを行っていきたいということでございます。農地の方は、〇〇に農地を借りております。施設栽培の方ですが生産がまだ植えたばかりということで、0になっております。

生産目標につきましては、600キロを見込んでいるというところでございますので、今後収益の方も非常に期待が持てるということでございます。右の下の方にありますが、ブドウの販売の強化をしております。地元である〇〇、〇〇方面でのデパート百貨店等の販売もされているということで、その販売強化を図り付加価値をつけて高く販売していきたいということでございます。次のページ3ページ目をご覧くださいまして、施設関係等につきましては、特に変更なしということでございます。労働力につきましては、2人の労働力でございますけれども、必要最小限の経費で無駄を徹底的に省くという中でエコ農法を導入していく。農地を最大限に活用しながら、一つ一つの売り上げ単価を上げていくと、その中で、30アールの中で目標金額の400万円を突破していきたいと、これから頑張っていきたいと意欲を

持っている農家の方でございます。ですので、実際当市にお住まいではなく、〇〇の方からこられているということで、東部の巨峰、ブドウに魅力があって、こちらの方に来た、ということをお〇〇さんはおっしゃってありました。地元の農家の方と繋がりがないところはありますが、東部のブドウを発展させてゆくということでは、非常に期待の持てる農家でございますので、その点ご加味していただきながら、ご意見をいただきたいと思っております。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今の件につきまして担当委員よりご意見をいただきたいと思っております。19番の長岡委員お願いします。

18番長岡委員

事務局の方から説明がありましたが、簡単に私の方から補足させていただきます。〇〇さんは今回更新ということでございまして、〇〇から通作しているということです。ブドウの種類はシャイン、パープルそれから、赤系のクイーンニーナ、最近優良品種でございまして、シャインもパープルも高価格で販売ができるということでございます。〇〇さんも現在東部ブドウ部会に入られこれから積極的に技術を高め、高品質化を図って単収を上げていくとということでございまして、短梢栽培、根域制限栽培を採り入れていくということで、根域制限というのは私は技術的によくわからないのですが、例えば鉢の中に植えて根っこを伸ばさないということで、最終的には木の歩留まりが良くなる。さらには植栽本数もそれだけ根っこは張らないので、数を多く植えられるという形の中で、現在も研究されてやっているということで、今のところ面積は3反歩を維持してしっかり高品質なものを栽培していくということでございます。将来的には、トンネルメッシュ簡易雨避けで、雹害ですとかジベレリン処理に対する雨避け、これはどうしても雨の多い春先にやるものですからトンネルをかけて作業を効率化させるというようなことで考えられているとのこと。いずれにいたしましても、非常に意欲的でこれからもさらに地域に溶け込んでいきながらブドウ栽培を積極的にやっていきたいということでございますので、特段問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。農業委員会の方から委員として何かがご意見等ございましたら、出していただけたらと思っております。それでは、特にないようですので、よろしく申し上げます。続きまして、番号2の〇〇〇の関係について事務局より説明も申し上げます。

では番号2でございます。申請者につきましては、〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇さんでございます。目標とする経営につきましては、単一経営ということで、キノコ生産また加工販売を行っている会社でございます。主に下をご覧くださいますとお分かりの通、菌床しいたけということで、15アールを東御市の中で経営しているということでございます。生産量は21.6トン、目標は30アールに対して30トンという目標を掲げております。農地につきましては、出場に以前、キノコ栽培を行っていた所の施設を借りて行っているのが1箇所、また常田の方にもう1箇所あるということで、合計2箇所栽培を行い、販売をしているところでございます。6次化産業ということで、加工販売まですべて一手に行っており、売上高につきましては、26年度決算で行きますと、〇〇ほど売り上げがございまして、現状の農業所得におかれましては、〇〇と、言う中で、目標〇〇の規模拡大を図っていきたいというふうに考えているようです。次のページ5ページをご覧ください。施設につきましては、現状先程申し上げました鞍掛・常田に2棟ございまして、これを3棟に増やしていきたいということでございます。

また、工場を1棟建設したいということで、制度資金を活用していきたいということも含めて規模拡大を図ってきたいということでの認定という流れになってございまして、やはり今後また認定農業者になって規模拡大をして益々東御市の中で、発展していきたいと考えているところでございます。農業労働力につきましては、〇〇さんご本人と、〇〇の〇〇さんはいますけれど、〇〇さんは〇〇の方にいらっしゃって〇〇さんは〇〇に住所を構えておりまして、奥さんとも住んでいるということで、こちらの方に根づいていきたいということで、お2人で、東御の方をやっていく予定でございます。先程の話、本社は〇〇の方なんですけれど、東御と〇〇の割合からすると、東御の売り上げの方が〇〇%で、〇〇は〇〇%という状況の中で、非常に東御の方での販売額が高いです。後継者の方も〇〇が〇歳ということで、非常にこれからの農業経営の展開についても、期待が持てるものと、地元の農業振興に関する取り組みにつきましても、道の駅の直売組合の事務局にすでに加入し動いていただいている。そういった地域との繋がりにつきましても、取り組んでいるということで、非常に期待が持てる経営体と事務局の方では判断しております。では、ご意見の方をよろしく願います。

はい、ありがとうございます。ただ今の件につきまして担当の花岡委員より補足説明とご意見をいただきたいと思っております。

1 4 番花岡委員

説明させていただきます。〇〇さん今〇〇ということで、会社の名前は〇〇〇ですから、最初はカーネーションを作ってたというお話でした。20年ほど前からは、キノコ栽培の方に移られて10年くらいやられておられた。10年ほど前から〇〇さんと協議して、〇〇の方を〇〇に任せて本人は〇〇へ行かれるというようなことを考えていらったようです。それが頓挫したために、ちょうど長野県に知り合いがおられて、その方のところに遊びに行ったり、勧めもありまして、有効利用できる工場があいていると、ということでこちらの方へ来られてそこを利用して始められたということです。現在しいたけ栽培は〇〇さんが一昨年来られて〇〇ということもありまして、本格的に腰を据えてやろうということで、生活基盤も東御市に移されました。また、〇〇さんがこられたことによって、いろんな形での6次産業化という事の販路の拡大開拓をされてきているということです。販路もそうですけれど、品質を非常に重視されていて、しいたけの裏が一日で白いのが黒くなるですから非常に新鮮なものについては、しいたけの裏側は白いということをおっしゃって、私も聴き入ったのですけれど、品質を重視して販路拡大して6次化を進めたいとという意欲に満ち溢れたと感じを受けました。現在は借り受けた施設を使っておりますが、自前の施設を作り、そこを中核として結構空いている施設もありますので、そういうものを利用して取り組んでいきたいと、年間を通じて生産できますので、新規就農とかそういう形の方がいらっやって長期の雇用、一時的な雇用を利用する。またそういう方の就労も利用できればともおっしゃっていました。単一経営での道をきわめるということなので、ぜひ6次化の実現にもキノコでやっていただきたいと思います。

議長

はい、ありがとうございます。農業委員会の方から委員として何かがご意見等ございましたら、出していただけたらと思いますが。それでは、特にないようですかね。はいどうぞ。

会長代理

事務局にお尋ねしたいのですけれど、売り上げの〇%が東御市という事なので本社が小さくてこちらの事業者の方がでかいということで、分社化するとか計画とか方向性は。具体的にはないのでしょうか。

認定農業者担当

農業農村支援センターとの会議打ち合わせの中では確認をしているのですが、会社が〇〇にあって主力の売り上げが東御市あるということで、分社化というよりは本社をこちらの方に移動してもらった方がいいんじゃないか。そういうような話がありました。会社の方針ですので、そこまでは踏み込んでいけるかどうかわかりませんが、やはり

こちらの方で会社の本拠地にしてもらって、こちらの方で税金を売上の関係も含めて東御市が潤うような形になると非常にいいですねというそんな話はしております。

会長

ありがとうございました。まあ、強制はできないのでね。そんな話も時折出していただければ。他にどなたかご意見ありますでしょうか。ないようでしたら、続きまして番号3番〇〇さんの申請について事務局より説明をお願いします。

認定農業者担当

はい。番号3番でございます。申請者は、〇〇さん、また共同申請は、息子の〇〇さんです。〇〇さんについては更新ということでございまして、〇〇さんは〇歳、〇〇さんは〇歳ということで非常に期待をもてるこれからも頑張れる農家の方でございます。目標とする営農類型につきましては、葉野菜と水稲ということでございまして、有機栽培や減農薬を盛り込んで行っていきたいということであります。それぞれ経営規模につきましては、ブロッコリーはじめ様々な野菜等を栽培しております。作付面積は419アールでございまして、目標は514アールまで規模拡大をしていきたいという予定でございまして。ただ、男爵イモ、アスパラ苗、スイートコーンは現状26年の実績にあります。目標につきましては0ということで、取捨選択をしていきながらやっていきたいということでございまして。現在の農業所得は〇〇円、目標は〇〇円を目指しております。次のページをご覧くださいまして、機械施設の関係ですけれど、変更点のみ説明させていただきます。トラクターの〇馬力〇台を〇馬力に変更していきたい。またトラックにつきましては、〇トンと〇トンに変更、また、機械の作業棟を〇棟を作っていくという計画があります。その他につきましては、特に問題なくモデル経営体でありまして、労働力につきましてはご本人と〇〇さん〇〇さんの中で行っていくと、雇用については自分たちの力でやっていくということで、雇用コストを切り詰めながら、農地を最大限に生かし、自分の納得できる栽培をしていき販路に結び付けていながら収益に結び付けていきたいということでございまして。野菜について一部〇〇と契約栽培を行っており、販売先の確保ができています。地域に根差してございまして、今後発展できる農家であると期待もできます。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは担当委員の補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。3番土屋委員をお願いします。

3 土屋委員

今事務局の方からは、説明いただいたとおり、今回継続という形で

申請が出された方をごさいますて、地元地域新張地域でも期待している親子であるというそんな感じがするところをごさいます。一生懸命やられておりますので、認定農業者としてふさわしい方ではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございます。何か委員さんの方でご意見等ございましたら出していただきたいと思ひます。特にないようですので、これにて第15回農業経営改善計画認定意見聴取のほうは終了させていただきます。ありがとうございます。それでは以上で議事の方は終了とさせていただきます。全体を通してご意見等ございましたらお出しいただければと思ひます。はい。特に無いようでごさいますので以上で終了とさせていただきます。慎重審議、スムーズな進行をありがとうございます。

渡邊登司美代理

それでは以上で第22回農業委員会定例総会を閉会させていただきます。ありがとうございます。

16時50分

議事録署名人 関 直茂

議事録署名人 竹重 文昌